

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2018年12月27日
【会社名】	株式会社中村超硬
【英訳名】	NAKAMURA CHOUKOU CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井上 誠
【本店の所在の場所】	大阪府堺市西区鶴田町27番27号
【電話番号】	072-274-0007(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 川口 晃
【最寄りの連絡場所】	大阪府堺市西区鶴田町27番27号
【電話番号】	072-274-0007(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 川口 晃
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	<p>第6回新株予約権証券</p> <p>その他の者に対する割当 6,600,000円</p> <p>(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)</p> <p>2,088,600,000円</p> <p>第7回新株予約権証券</p> <p>その他の者に対する割当 2,020,000円</p> <p>(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)</p> <p>696,020,000円</p> <p>第8回新株予約権証券</p> <p>その他の者に対する割当 1,940,000円</p> <p>(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)</p> <p>695,940,000円</p>
	<p>(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。</p>

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第 6 回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	3,000,000個(新株予約権 1 個につき 1 株)
発行価額の総額	6,600,000円
発行価格	新株予約権 1 個につき2.20円 (新株予約権の目的である株式 1 株につき2.20円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	2019年 1 月15日(火)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社中村超硬 管理本部 大阪府堺市西区鶴田町27番27号
払込期日	2019年 1 月15日(火)
割当日	2019年 1 月15日(火)
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 堺駅前支店

(注) 1. 第 6 回新株予約権証券(以下、「第 6 回新株予約権」といい、第 7 回新株予約権証券(以下、「第 7 回新株予約権」といいます。))及び第 8 回新株予約権証券(以下、「第 8 回新株予約権」といいます。))とあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)については、2018年12月27日付の当社取締役会決議において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後に本新株予約権の買取契約(以下、「本買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしします。

3. 第 6 回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 第6回新株予約権の目的である株式の総数は3,000,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第6回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準</p> <p>第6回新株予約権の行使価額は、2019年1月16日に初回の修正がされ、以後5価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度</p> <p>行使価額は、5価格算定日に一度の頻度で修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限</p> <p>「下限行使価額」は当初386円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限</p> <p>3,000,000株(発行済株式総数に対する割合は59.75%)</p> <p>6. 第6回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限行使価額にて第6回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)</p> <p>1,164,600,000円(但し、第6回新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 第6回新株予約権には、当社取締役会の決議等により第6回新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられていない。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>第6回新株予約権の目的である株式の総数は3,000,000株(第6回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は1株とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、第6回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第6回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 第6回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>各第6回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 第6回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、694円とする(以下、「当初行使価額」という。)</p> <p>3. 行使価額の修正</p> <p>行使価額は、2019年1月16日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、基準行使価額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、第6回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>
-----------------------	--

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号乃至の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第6回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を切り上げる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

	<p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>(7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第6回新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>2,088,600,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、第6回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第6回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、第6回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>第6回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第6回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第6回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第6回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>第6回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>

新株予約権の行使期間	<p>1. 第6回新株予約権の行使期間 2019年1月16日(当日を含む。)から2022年1月14日(当日を含む。)までとする。</p> <p>2. 市場混乱事由 当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)とする。)</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 第6回新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 堺駅前支店</p>
新株予約権の行使の条件	第6回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	第6回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1)資金調達の目的」に記載の通りの目的のための資金調達を行う手法として、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記「(4)本スキームの特徴」及び「(5)他の資金調達方法」に記載の通り、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、「(2)資金調達方法の概要」に記載した資金調達方法(以下、「本スキーム」といいます。)が現在の当社の資金需要を満たす最も適切な資金調達手法であることから、本スキームによるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し、本スキームを採用することを決定しました。

(1) 資金調達の目的

当社グループは、電子材料スライス周辺事業関連、特殊精密機器事業関連、化学繊維用紡糸ノズル事業関連の開発・製造・販売を主な事業として取り組んでおります。主力事業である電子材料スライス周辺事業では、太陽電池などに用いられる各種電子材料ウエハ(*1)の製造工程の中で重要な工程といえる、インゴット(*1)のスライス加工で使用するダイヤモンドワイヤ(細いピアノ線にダイヤモンドの粒を強く固定した糸状の工具)の開発・製造・販売を行っております。

(*1)ウエハとは、電子材料の塊(インゴット)から目的に応じて薄くスライスされた板状の機能部品です。シリコン、サファイア、SiC(炭化ケイ素)、GaN(窒化ガリウム)など、様々な材質があります。

ダイヤモンドワイヤが主に使用されている太陽光シリコンウエハの市場は、今年に入り、単結晶シリコンウエハ(*2)メーカーによるウエハの低価格化による市場攻勢を受け、多結晶シリコンウエハ(*3)メーカーはウエハ価格を下げざるを得ず、多結晶シリコンウエハの価格は下落しました。その結果、多結晶シリコンウエハメーカーにおいて大幅な生産調整が行われることとなり、多結晶シリコンウエハ市場は停滞することとなりました。また、2018年5月31日に中国政府より発表された今年の太陽光発電に関する助成金打ち切りの影響等を受け、太陽光パネル市場やシリコンウエハ市場を含む太陽光市場全体が一時的に縮小するなど環境が急激に悪化しました。これにより、ダイヤモンドワイヤの市場価格についても、厳しい市場環境の影響を受け、顧客からの強い値下げ要求に加え、市場縮小に伴うダイヤモンドワイヤメーカーの在庫消化の動きによる市場価格の下落が起こり、年初に比べ約7割も下落することとなり、ダイヤモンドワイヤの市場全体が厳しい状況となっております。

(*2)単結晶シリコンウエハは、シリコンの結晶が規則的に配列されているウエハで、比較的加工が容易という特長があるものの、単価は多結晶シリコンウエハよりも相対的に高くなります。

(*3)多結晶シリコンウエハは、結晶が不規則に配列されているウエハで、比較的加工が難しいものの、単価が相対的に安いことから、主にメガソーラー向けの太陽電池等で使用されています。

当社グループもかかる市場の状況の影響を受けた結果、2019年3月期第2四半期決算は、売上高は計画を大きく下回り、利益面においても減収に伴う影響に加え、ダイヤモンドワイヤの市場価格が年初に比べ約7割下落したことに伴い当社の保有する製品在庫及び原材料等の評価減(1,984百万円)を実施しました。また、ダイヤモンドワイヤの価格が大幅に下落したことを受け、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当社の保有する固定資産について、帳簿価額と将来キャッシュ・フローによる回収可能価額を慎重に比較検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(5,011百万円)として計上した影響により、営業損失(3,053百万円)、経常損失(3,066百万円)、親会社株主に帰属する四半期純損失(8,354百万円)を計上することとなりました。さらにかかる親会社株主に帰属する四半期純損失の計上により、当社グループは、2019年3月期第2四半期において428百万円の債務超過の状態となっております。

また、キャッシュ・フローの状況についても、上記の影響を受けた結果、当社の売掛金の額が減少しております。加えて、ダイヤモンドワイヤの主な販売先である中国顧客からのダイヤモンドワイヤの代金支払方法が今年に入り長期手形に変更となったことを受け、売掛金の回収までに数か月を要することとなりました。一方、原材料の仕入については、支払いサイトの短い国内企業との取引が多いため、売掛金の回収よりも支払いが先行する状況であります。後記のような当社の販売戦略の実施により、足下の当社のダイヤモンドワイヤの販売状況は回復傾向を示し始めたことから、売掛金の回収額に先行して仕入先への支払額は増加していくものと会社は見ております。そのため、かかる仕入れにおける先払い金額の拡大に加え、今後想定される固定費の支払いも勘案すると、当社のキャッシュ・フローの状況は非常に厳しいものとなることが予想されます。

当社グループは、上記の状況に対応するため、これまで金融機関からの借入やファイナンス・リースなどを行ってきましたが、その結果、当社グループの借入金が2018年3月期末から約1,200百万円増加し、2018年9月末の時点において、当社グループは8,102百万円の有利子負債を抱える状態となっております。

これらの状況により、当社グループにおいては、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、2018年11月14日時点において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる状態となっております。

当社は、このような状況を改善するためには、当社の主力事業であるダイヤモンドワイヤ事業を早期に立て直しすることが急務であると考え、以下の販売戦略を実行しております。

単結晶シリコンウエハ市場での顧客開拓

『極』細線ダイヤモンドワイヤの販売推進

原価低減のさらなる強化

多結晶シリコンウエハ市場とは異なり、単結晶シリコンウエハ市場がここ数年で急拡大してきたことを受け、「単結晶シリコンウエハ市場での顧客開拓」として当社は単結晶シリコンウエハメーカーとの取引開始を推進しており、2018年9月より大手単結晶ウエハメーカーとの新規取引を開始することができました。当該大手単結晶ウエハメーカーとの取引は順調に拡大しており、今後については取引量のさらなる拡大を当社として期待する状況であります。

「『極』細線ダイヤモンドワイヤの販売推進」については、ダイヤモンドワイヤを細線化することにより、ウエハメーカーにおいて1本のシリコンインゴットからとれるウエハの枚数が増加するためウエハメーカーにおけるダイヤモンドワイヤの細線化に対する期待が大きいことに加え、中国ダイヤモンドワイヤメーカーにおいては極細線ダイヤモンドワイヤの安定的な製造はなされていないことに鑑み、当社として、中国ダイヤモンドワイヤメーカーとの差別化及び付加価値が高い製品の販売による収益性の回復を図るために55μm以下の極細線ダイヤモンドワイヤの販売を推進しておりますが、大手単結晶ウエハメーカーにおいて極細線ダイヤモンドワイヤが採用されるなどの進捗が見られ、今後についてもこの傾向は続くものと会社は考えております。

また、「原価低減のさらなる強化」については、原材料の購入価格の低減に加え、2018年10月26日にダイヤモンドワイヤの生産拠点の一つであった沖縄工場の一時的な休止を決定し、経営資源を当社和泉工場に集約

する等徹底した生産体制の最適化を図るとともに、管理可能な経費の削減等を行うことにより、固定費の徹底した削減にも努めております。

上記の各種施策に対する取り組みについて一定の進捗はあるものの、今年に入ってからダイヤモンドワイヤの価格の下落が大きかったことから現在の状況では直ちに営業利益を生み出すことは難しく、2019年3月期第3四半期以降も営業損失を計上する見込みであることから、事業収益のみで2019年3月期末において債務超過の状態を解消することは難しいと思われまます。かかる状況において、既存株主の皆さま、大手顧客や金融機関などの各ステークホルダーとの信頼関係の維持や企業の継続性への懸念を払拭するため、可及的速やかに資本性の資本増強を行うことが必要な状況であります。

上記のとおり、2019年3月期末の時点において、事業収益だけで債務超過の状態を解消することは極めて難しく、また、前記のような売掛金回収サイトの長期化及び今後の増産に伴う仕入先への先払い金額の増加や今後必要となる固定費の支払いの状況に鑑みると、来期以降も逼迫した資金状況が予想されるため、速やかに資本性の資金調達を実施し、運転資金をある程度自己資金で賄えるようにするとともに、今後必要となる有利子負債の返済のための資金を確保し、資本増強によって財務状況を改善した上で事業運営を行うことが企業の継続性と安定性の面から重要な事項であると認識しており、本新株予約権による資金調達は株主価値及び企業価値向上のために重要と判断しております。

また、当社グループは、ダイヤモンドワイヤ事業以外にも収益の柱を確立することが今後の当社の発展のために不可欠であると考えており、そのため、既存の3事業の他に、マイクロリアクターシステム(*4)を利用したフロー合成技術による創薬分野での受託合成事業(ライフサイエンス事業)や多機能物質であるナノサイズゼオライト(*5)の開発事業(マテリアルサイエンス事業)について、事業化を目指し研究開発を進めておりましたが、ライフサイエンス事業については、2019年3月期において受注を開始し、事業を開始することができました。

(*4)マイクロリアクターは、一辺あたり1mm以下の大きさの空間で連続的に化学反応を行う装置(通常はバッチ反応器、いわゆる普通のフラスコなど)です。微細な空間で液体や気体を効率的かつ連続的に混合・合成することが可能であり、より大きなスケールで反応を行う他の装置と比べ、エネルギー効率、反応速度、安全性、対応できる反応、条件の制御能力などに優れています。

(*5)ゼオライトは、シリカ(二酸化ケイ素)とアルミナ(酸化アルミニウム)を主な成分とした結晶性化合物で、スポンジのように無数の穴を持つ多孔質構造が特長で、その構造により吸着機能、触媒機能、イオン交換機能といったさまざまな用途に利用されています。ナノサイズゼオライトは、このゼオライトをナノサイズ化したものですが、ナノサイズ化することにより、ゼオライト本来の吸着などの機能を保持したまま、機能性はさらにアップし、光透過性が必要な光学性用途や、微細な繊維への添加など、新たな用途の展開が可能となります。

これらの新規事業において、本格的な事業化に向けて、新たに工場などのインフラ設備や製造装置などの新規導入が必要となってまいります。当社の現状を踏まえると、かかる事業化のための資金を手元資金から捻出することは難しく、また、当社の主力事業であるダイヤモンドワイヤ事業が市況の変動の影響を受けやすく、これによって当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況が大きく左右される状況に鑑みると、本格的な事業化の時点で適時適切に資金を調達できる保証はないことから、現時点で必要な資金を予め確保しておくことが新規事業の確実な展開のために重要であり、かかる観点からも本新株予約権による資金調達は株主価値及び企業価値向上のために重要と判断しております。また、必要となる資金の額及び時期が今後変更された場合でも部分的に行使前倒しやキャンセルをする等の柔軟な対応が可能となるよう、新株予約権を3つの回号に分け、各回号毎に異なるコミット期間を設定すると共に、第7回及び第8回についてはコミット期間の行使前倒し指示条項・取得条項を付した設計といたしました。

本新株予約権による資金調達を行うことにより、既存株主の皆さまには一時的に株式価値の希薄化が生じることになりますが、ダイヤモンドワイヤ販売における上記3つの販売戦略を遂行することにより、電子材料スライス周辺事業の収益性は回復すると考えており、そのために必要な運転資金や有利子負債の返済資金を確保することは当社グループの業績回復のために不可欠です。また、新規事業の事業化を推進することにより、電子材料スライス周辺事業への依存度も低下することとなり、このことは今後の当社グループの成長に資すると考えております。以上のことから、当社としては、本新株予約権による資金調達は、中長期的には当社グループの企業価値の向上を通じて株主の皆さまの利益に資するものと考えております。

また、本新株予約権による資金調達においては、行使コミット条項によりある程度の資金調達タイミングの予測は付くものの、割当予定先による行使の都度、段階的に調達が行われることとなるため、調達の時期が不確定なものとなりますが、即時の資金需要に対応できるよう、本新株予約権の発行と同日に、割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン、以下「EJAM」といいます。)との間で、下記に記載する本借入契約を締結することを決定いたしました。なお、本借入契約に基づく借入れを以下「本借入」といいます。

(本借入契約の概要)

(1) 締結日	2019年1月15日
(2) 極度額	7億円
(3) 期間	2019年1月15日(同日を含む。)から第8回新株予約権の全部コミット期間(下記「(2)資金調達方法の概要」に定義する。)の満期日まで
(4) 金利	年率1%
(5) ファシリティー	無し
(6) 個別貸付実行手数料	無し
(7) 個別貸付実行金額・借入申込時期	<p>下記条件により計算される金額の範囲内で借入人の申込み金額とする。</p> <p>第6回新株予約権の全部コミット期間の初日に借入申込みがなされた場合 当該借入申込時点における第6回新株予約権の残存数×当該借入申込時点において適用のある第6回新株予約権の行使価額×30%、及び極度額のうちいずれか小さい金額。但し、当該借入申込みがなされた日から当該申込に基づき本借入がなされる日の前日までの間に第6回新株予約権が行使された場合、当該行使により割当予定先が当社に払い込んだ金額を控除するものとする。</p> <p>第7回新株予約権の全部コミット期間の初日に借入申込みがなされた場合 当該借入申込時点における第7回新株予約権の残存数×当該借入申込時点において適用のある第7回新株予約権の行使価額×30%、及び極度額のうちいずれか小さい金額。但し、当該借入申込みがなされた日から当該申込に基づき本借入がなされる日の前日までの間に第7回新株予約権が行使された場合、当該行使により割当予定先が当社に払い込んだ金額を控除するものとする。</p> <p>第8回新株予約権の全部コミット期間の初日に借入申込みがなされた場合 当該借入申込時点における第8回新株予約権の残存数×当該借入申込時点において適用のある第8回新株予約権の行使価額×30%、及び極度額のうちいずれか小さい金額。但し、当該借入申込みがなされた日から当該申込に基づき本借入がなされる日の前日までの間に第8回新株予約権が行使された場合、当該行使により割当予定先が当社に払い込んだ金額を控除するものとする。</p> <p>当社は、上記の日以外の日に借入申込をすることはできない。</p>
(8) 満期日	<p>第6回新株予約権の全部コミット期間の初日に借入申込みがなされた本借入 第6回新株予約権の全部コミット期間の満了日</p> <p>第7回新株予約権の全部コミット期間の初日に借入申込みがなされた本借入 第7回新株予約権の全部コミット期間の満了日</p> <p>第8回新株予約権の全部コミット期間の初日に借入申込みがなされた本借入 第8回新株予約権の全部コミット期間の満了日</p>
(9) 個別貸付返済条件	本新株予約権が行使される度に、その行使代金の全額を本借入の返済に充当する。
(10) 早期返済請求	本借入の要請がなされた後に、当該要請がなされた日が全部コミット期間の初日となる本新株予約権につき下記「(2)資金調達方法の概要」に記載するコミット期間延長事由が4回を超えて発生した場合、EJAMは当社に対して、その時点で残存する本借入の全部又は一部の返済を請求することができる。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先であるEVO FUND(以下、「割当予定先」といいます。)に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は割当予定先との間で、本新株予約権の募集に係る有価証券届出書の効力発生後に、下記の内容を含む本買取契約を締結します。なお、当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の権利行使に伴う行使価額を本借入の早期返済に充当していくことを合意しております。したがって、本借入契約に基づき個別融資が実行されている場合には、本新株予約権の行使に伴う行使価額は原則として全て融資の返済に充当されることとなります。

行使コミット条項

<コミット条項>

割当予定先は、本買取契約において、原則として一定期間経過後の日(第6回新株予約権については第6回新株予約権の払込期日の翌取引日から182価格算定日目、第7回新株予約権については第7回新株予約権の払込期日の1年後の応当日の翌取引日から62価格算定日目及び第8回新株予約権については第8回新株予約権の払込期日の2年後の応当日の翌取引日から62価格算定日目)(いずれも当日を含みます。)までの期間(以下、「全部コミット期間」といいます。)に、割当予定先が保有する各回号の本新株予約権の全てを行使することをコミットしています。182という日数は36価格算定期間に2価格算定日分の行使可能日を加えたもの、62という日数は12価格算定期間に2価格算定日分の行使可能日を加えたものであり、割当予定先との協議に基づき決定されたものであります。なお、株価状況や資金需要状況によっては、第7回新株予約権及び第8回新株予約権を前倒して行使することが合理的であると当社が判断した場合には、全部コミット期間の行使前倒し指示をすることができます。

また、割当予定先は、同様に本買取契約において定められる各回号の本新株予約権の全部コミット期間の初日(当日を含みます。)から、原則として一定期間経過後の日(第6回新株予約権については第6回新株予約権の払込期日の翌取引日から92価格算定日目、第7回新株予約権については第7回新株予約権の払込期日の1年後の応当日の翌取引日から32価格算定日目及び第8回新株予約権については第8回新株予約権の払込期日の2年後の応当日の翌取引日から32価格算定日目)(いずれも当日を含みます。)までの期間(以下、「前半コミット期間」といいます。)に、第6回新株予約権については1,200,000株、第7回新株予約権及び第8回新株予約権については、それぞれ400,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミットしています。92という日数は18価格算定期間に2価格算定日分の行使可能日を加えたもの、32という日数は6価格算定期間に2価格算定日分の行使可能日を加えたものであり、割当予定先との協議に基づき決定されたものであります。

また、全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある第6回新株予約権の下限行使価額(下記において定義します。)又は第7回新株予約権若しくは第8回新株予約権のフロア価額(下記において定義します。)の110%以下となった場合(以下、「コミット期間延長事由」といいます。)には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計4回(20価格算定日)を上限とします。)。前半コミット期間中のいずれかの取引日においてコミット期間延長事由が発生した場合も、同様に、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、前半コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計2回(10価格算定日)を上限とします。)

なお、全部コミット期間及び前半コミット期間の双方について、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数回のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<コミット条項の消滅>

全部コミット期間中において、コミット期間延長事由が4回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。同様に、前半コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う前半コミット期間の延長が2回を超えて発生した場合、前半コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。

また、全部コミット及び前半コミットに係る割当予定先のコミットは、発行日翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合には消滅します。

なお、コミットの消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により本新株予約権を行使することができます。但し、下記に記載の上限行使数量による制限があります。

行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、2019年1月16日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、割当予定先との議論を行った上で、ディスカウント率を10%として計算することとしました。但し、当該金額が第6回新株予約権に係る下限行使価額(以下に定義します。)を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。また第7回新株予約権及び第8回新株予約権については、当該金額がフロア価額(以下に定義します。)を下回る場合には割当予定先による行使は行われません。

第6回新株予約権の下限行使価額は当初386円としますが、第6回新株予約権の発行要項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

「フロア価額」は当初386円としますが、第7回新株予約権については第7回新株予約権の全部コミット期間の初日(2020年1月16日、又は前倒し指示がなされた翌取引日)の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%と386円のうちのいずれか低い金額となります。行使価額がその時点において適用のあるフロア価額を下回る場合には、本買取契約に基づき、割当予定先による行使は行われません。

同様に、第8回新株予約権については第8回新株予約権の全部コミット期間の初日(2021年1月18日、又は前倒し指示がなされた翌取引日)の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%と386円のうちのいずれか低い金額となります。行使価額がその時点において適用のあるフロア価額を下回る場合には、割当予定先による行使は行われません。

当該下限行使価額及びフロア価額の水準・設定方法については、3年間のプログラムとして資金調達の蓋然性を高める事を前提に、割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

上限行使数量

割当予定先は、第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権のそれぞれについて、当社の事前の書面による承諾がない限り、適用のある各価格算定期間(但し、最終の価格算定期間の後については最終の価格算定期間の最終日の翌取引日から各本新株予約権の行使期間の最終日までの期間)につき500,000株を超える数の本新株予約権を行使することができません。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記「(4)本スキームの特徴」、「(5)他の資金調達方法」に記載の通り、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、本スキームが、当社の新規事業の事業化も含めた今後数年間の事業運営を行う上で必要となる資金を相当程度高い蓋然性をもって調達できることが可能となる点で企業の継続性と安定性に資する資金調達方法であるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価状況や資金需要状況によっては全部コミット期間の行使前倒し指示による柔軟な資金調達ができる点に加え、第7回新株予約権及び第8回新株予約権については、取得条項が付されているため、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合など、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社の選択により、柔軟に新株予約権を取得・消却し、資金調達がキャンセルすることが可能であるため、必要に応じて取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることが可能であるという点においても当社のファイナンスニーズに最も合致していることから、総合的な判断により、本スキームを採用することを決定しました。

(4) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

今後の資金調達プランの確立

通常、新株予約権は近い将来に必要な資金調達のみを実施しますが、本スキームにおいては、今後3年間に渡る資金調達プランが確定しており、当社及び投資家にとって将来の資金調達見通しが立てやすくなります。

取得条項

第7回新株予約権及び第8回新株予約権には取得条項が付されているため、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合など、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社の選択により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、第7回新株予約権及び第8回新株予約権を取得・消却することが可能であり、必要に応じてかかる取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることが可能です。

資金調達コストの削減

複数回の決議・発行の手続きを経るよりも、調達に係るコストを削減する事が可能となります。

蓋然性の高い資金調達

第6回新株予約権(対象となる普通株式3,000,000株)は原則として2019年10月15日までに、第7回新株予約権(対象となる普通株式1,000,000株)は出来高が一定水準以上であれば原則として2020年4月15日までに、第8回新株予約権(対象となる普通株式1,000,000株)も出来高が一定水準以上であれば原則として2021年4月15日までに、それぞれ全部行使(全部コミット)されます。また、本借入により、本新株予約権の行使を待たずに一定額の資金をあらかじめ調達することができます。なお、上記の期日は現在想定される祝日を考慮して記載しており、今後の国民の祝日の設定により、前後する可能性が御座います。

時期に応じた資金調達

全部コミットに加え、第6回新株予約権(対象となる普通株式3,000,000株)は原則として2019年6月4日までに、第7回新株予約権(対象となる普通株式1,000,000株)は出来高が一定水準以上であれば原則として2020年3月3日までに、第8回新株予約権(対象となる普通株式1,000,000株)も出来高が一定水準以上であれば原則として2021年3月4日までに、それぞれの回号の本新株予約権数の40%(第6回新株予約権については対象となる普通株式数1,200,000株、第7回及び第8回新株予約権については対象となる普

通株式数400,000株)の行使もコミット(前半コミット)されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、前半コミットによるより早期の段階におけるタイムリーな資金調達を両立することができます。

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は合計5,000,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加する事はありません。

短期間における行使数量の限定

当社の事前の書面による承諾がない限り、1つの価格算定期間において行使できる本新株予約権の数は各回号につき500,000個に限定されています。

株価上昇時の調達額増額

株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

株価上昇時の行使促進効果

今回本新株予約権の行使により発行を予定している5,000,000株について、行使期間中に株価が大きく上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

[デメリット]

当初に満額の資金調達はできない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があって初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。また、株価が下限行使価額又はフロア価額の110%を上回らない場合には行使が進まない可能性があります。

割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社普通株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみ契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(5) 他の資金調達方法

新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、近年において実施された事例が乏しく、割当予定先である既存投資家の参加率が非常に不透明であることから、本スキームと比べて必要資金を調達できない可能性が高く、また、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では適当な割当先が存在しません。

行使価額が固定された転換社債(CB)

通常CBの転換は割当先の裁量により決定されるため、資本増強の蓋然性・タイミングが不透明な一方、本スキームにおいては、行使コミット条項により割当予定先の本新株予約権の行使が約束されているため、蓋然性が高く、早いタイミングでの資本増強が期待されます。そのため、今回の資金調達方法として本スキームと比較した場合に、適当でないと判断いたしました。

MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、本スキームの方が株主への影響が少ないと考えております。

行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本スキームと比較して低いと考えられます。また、当社の株価のボラティリティを考えると、現時点において適切な行使価額を設定することは難しいと考えております。その為、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者と

の元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が少なく、当社においても現時点では実施の目処は立っておりません。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記(b)の株主割当増資と同様に、割当予定先である既存投資家の参加率及び資金調達の蓋然性が非常に不透明である他、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。

借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があることから、今回は必要調達額の全額を借入又は社債により調達する形ではなく、財務健全性及今後の借入余地とのバランスを勘案しながら無担保融資を受ける事も可能となる資金調達を行うことが適当と判断いたしました。なお当社は、早期返済条項に基づき本新株予約権の行使により調達した資金を本借入の弁済金として優先的に充当する予定であることから、本借入の借入金の本新株予約権の行使による資金調達までのつなぎ資金の性質を有しております。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は割当予定先との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、上記「1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要」記載の内容を定める本買取契約を締結いたします。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
本買取契約において、割当予定先が本新株予約権を保有している限り、割当予定先は取引所市場外において当社の株券の買付けを行わない旨を定めております。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役であり、大株主である井上誠氏は、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株を行う予定です。
割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他の処分をしないものとする旨、貸主との貸株契約書において定めております。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。
7. 第6回新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 第6回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
 - (2) 第6回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、第6回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 第6回新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該第6回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が上記(2)の口座に入金された日に発生します。
8. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該第6回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は第6回新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。
9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
第6回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、第6回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	1,000,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	2,020,000円
発行価格	新株予約権1個につき2.02円 (新株予約権の目的である株式1株につき2.02円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2019年1月15日(火)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社中村超硬 管理本部 大阪府堺市西区鶴田町27番27号
払込期日	2019年1月15日(火)
割当日	2019年1月15日(火)
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 堺駅前支店

(注) 1. 第7回新株予約権については、2018年12月27日付の当社取締役会決議において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後に割当予定先との間で本買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

3. 第7回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 第7回新株予約権の目的である株式の総数は1,000,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第7回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準 第7回新株予約権の行使価額は、2019年1月16日に初回の修正がされ、以後5価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額(以下、「基準行使価額」という。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使価額は、5価格算定日に一度の頻度で修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 該当なし。</p> <p>5. 割当株式数の上限 1,000,000株(発行済株式総数に対する割合は19.92%)</p> <p>6. 第7回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載のとおり下限行使価額は設けていないが、行使価額のフロア価額にて第7回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額を記載している。) 388,020,000円(但し、第7回新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>第7回新株予約権の目的である株式の総数は1,000,000株(第7回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は1株とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、第7回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第7回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 第7回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>各第7回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 第7回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、694円とする(以下、「当初行使価額」という。)</p> <p>3. 行使価額の修正</p> <p>行使価額は、2019年1月16日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、基準行使価額に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、第7回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>
-----------------------	---

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第7回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を切り上げる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

	<p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>(7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第7回新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>696,020,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、第7回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第7回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第7回新株予約権を消却した場合には、第7回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>第7回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第7回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第7回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第7回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>第7回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>

新株予約権の行使期間	<p>1. 第7回新株予約権の行使期間 2019年1月16日(当日を含む。)から2022年1月14日(当日を含む。)までとする。</p> <p>2. 市場混乱事由 当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)とする。)</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 第7回新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 堺駅前支店</p>
新株予約権の行使の条件	第7回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、第7回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた第7回新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)の10取引日以上前に第7回新株予約権の新株予約権者に通知することにより、第7回新株予約権1個当たり2.02円の価額(対象となる第7回新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する第7回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。第7回新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、当社は、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在せず、かつ割当予定先が合意した場合に限り、第7回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	第7回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

前記「1 新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注)1」を参照。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は割当予定先との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、本買取契約を締結いたします。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

本買取契約において、割当予定先が本新株予約権を保有している限り、割当予定先は取引所市場外において当社の株券の買付けを行わない旨を定めております。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役であり、大株主である井上誠氏は、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株を行う予定です。
割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他の処分をしないものとする旨、貸主との貸株契約書において定めております。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。
7. 第7回新株予約権の行使請求の方法
- (1) 第7回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
- (2) 第7回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、第7回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 第7回新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該第7回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が上記(2)の口座に入金された日に発生します。
8. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該第7回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は第7回新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。
9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
第7回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、第7回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3 【新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	1,000,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	1,940,000円
発行価格	新株予約権1個につき1.94円 (新株予約権の目的である株式1株につき1.94円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2019年1月15日(火)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社中村超硬 管理本部 大阪府堺市西区鶴田町27番27号
払込期日	2019年1月15日(火)
割当日	2019年1月15日(火)
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 堺駅前支店

- (注) 1. 第8回新株予約権については、2018年12月27日付の当社取締役会決議において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後に割当予定先との間で本買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
3. 第8回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 第8回新株予約権の目的である株式の総数は1,000,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第8回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準 第8回新株予約権の行使価額は、2019年1月16日に初回の修正がされ、以後5価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額(以下、「基準行使価額」という。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使価額は、5価格算定日に一度の頻度で修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 該当なし。</p> <p>5. 割当株式数の上限 1,000,000株(発行済株式総数に対する割合は19.92%)</p> <p>6. 第8回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載のとおり下限行使価額は設けていないが、行使価額のフロア価額にて第8回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額を記載している。) 387,940,000円(但し、第8回新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>第8回新株予約権の目的である株式の総数は1,000,000株(第8回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は1株)とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、第8回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第8回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 第8回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>各第8回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 第8回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、694円とする(以下、「当初行使価額」という。)</p> <p>3. 行使価額の修正</p> <p>行使価額は、2019年1月16日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、基準行使価額に修正される。但し、いずれかの価格算定期間内に本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、第8回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>
-----------------------	---

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第8回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を切り上げる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

	<p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>(7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第8回新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>695,940,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、第8回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第8回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第8回新株予約権を消却した場合には、第8回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>第8回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第8回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第8回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第8回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>第8回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>

新株予約権の行使期間	<p>1. 第8回新株予約権の行使期間 2019年1月16日(当日を含む。)から2022年1月14日(当日を含む。)までとする。</p> <p>2. 市場混乱事由 当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)とする。)</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 第8回新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 堺駅前支店</p>
新株予約権の行使の条件	第8回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、第8回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた第8回新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)の10取引日以上前に第8回新株予約権の新株予約権者に通知することにより、第8回新株予約権1個当たり1.94円の価額(対象となる第8回新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する第8回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。第8回新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、当社は、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在しない場合に限り、第8回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	第8回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

前記「1 新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注)1」を参照。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は割当予定先との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、本買取契約を締結いたします。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

本買取契約において、割当予定先が本新株予約権を保有している限り、割当予定先は取引所市場外において当社の株券の買付けを行わない旨を定めております。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役であり、大株主である井上誠氏は、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株を行う予定です。
割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他の処分をしないものとする旨、貸主との貸株契約書において定めております。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。
7. 第8回新株予約権の行使請求の方法
(1) 第8回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
(2) 第8回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、第8回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
(3) 第8回新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該第8回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が上記(2)の口座に入金された日に発生します。
8. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該第8回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は第8回新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。
9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
第8回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、第8回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,480,560,000	30,675,000	3,449,885,000

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(第6回新株予約権6,600,000円、第7回新株予約権2,020,000円、第8回新株予約権1,940,000円、合計10,560,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(第6回新株予約権2,082,000,000円、第7回新株予約権694,000,000円、第8回新株予約権694,000,000円、合計3,470,000,000円)を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用・弁護士費用・届出書データ作成料7,572千円、法務局登記費用11,288千円、その他諸費用(司法書士費用・信用調査費用等)11,815千円です。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

当社は、下記3項目の資金使途を目的として、本新株予約権の発行を決議いたしました。

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記の通り合計3,449,885,000円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下の通り予定しています。

なお、本借入契約に基づく借入残高がある場合は、本新株予約権の行使によって調達する資金は、優先的に当該借入金の返済を目的として利用いたします。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
運転資金	2,049	2019年1月～2020年3月
有利子負債の返済	700	2019年1月～2020年3月
フロー合成事業における事業拡大に向けた設備投資	700	2020年4月～2021年12月
合計	3,449	

運転資金

本新株予約権の発行による調達額のうち2,049百万円は、原材料の仕入や運転に係る固定費の支払い等の当社グループの運転資金として、原材料の仕入として1,200百万円、人件費として800百万円、その他経費として49百万円を充当してまいります。

当社グループの手元資金は、金融機関からの借入額が当社の自己資金を超えており、業績の回復に向け取り組んでいいるものの、黒字化により自己資金を充実させるまでには相当の期間を要する見込みであります。

また、電子材料スライス周辺事業において、ダイヤモンドワイヤの主な販売先である中国顧客からのダイヤモンドワイヤの代金支払いが今年に入り現金から長期手形に変更となったことを受け、売掛金の回収までに数か月間を要することとなっているのに対し、仕入については、支払いサイトの短い国内企業への現金での支払いが多いことに加え、足下のダイヤモンドワイヤの販売が回復傾向を示し始めていることから、売掛金の回収額に先行して仕入先に支払う金額は増加していくものと当社は見ております。今後、当社の主力事業である電子材料スライス周辺事業において、業況が回復すると、原材料等の仕入が増えていくことになり、ますます当社の資金繰りを圧迫することとなるため、かかる仕入についても運転資金が必要な状況となることが予想されます。

そのため、来期もひっ迫した資金状況が予想され、速やかに資本性の資金調達を実施し、業績の回復を見込んでいる2020年3月期までの運転資金を賄えるようにすることが企業の継続性と安定性の面から重要な事項であると認識しており、株主価値及び企業価値向上のために重要と判断しております。

また、仮に資本性の資本増強を実施せず当社グループが2019年3月期末時点で債務超過の状況となった場合、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となり、主力事業において事業面での回復の兆しが見え始めている現段階において、今後の事業発展の可能性を秘めているにも関わらず上場廃止となる可能性が出てまいります。その場合、当社グループの信用力は極めて厳しいものとなり、取引拒絶リスク等が顕在化し、より厳しい経営環境になる可能性があります。

このことから、速やかに資本性の資本増強を実施することが上場廃止による最大の株主利益の毀損とはならず、将来的な株主利益の向上につながるものと考えております。

有利子負債の返済

現在の当社の財務状況において、財務基盤を改善することもまた喫緊の経営課題であります。当社グループは、事業の運転資金や設備投資の資金を賄うためにこれまで金融機関からの借入やファイナンス・リースを行っており、2018年9月末の時点の当社グループの有利子負債は8,102百万円となっております。

本新株予約権の発行による調達額のうち、700百万円を今後必要となる有利子負債の返済に充当することで、財務状況の改善を進めつつ事業運営を行うことが企業の継続性と安定性の面から重要な事項であると認識しております。

フロー合成事業における事業拡大に向けた設備投資

当社グループは、既存の3事業の他に、マイクロリアクターシステム(*1)を利用した受託合成事業(ライフサイエンス事業)や多機能物質であるナノサイズゼオライトにかかる販売事業(マテリアルサイエンス事業)について、事業化を目指し研究開発を進めております。

このうち、ライフサイエンス事業については、創薬プロセスにおける基礎研究の国内回帰を目指し、当社のマイクロリアクターシステムを用いた多検体対応自動フロー合成システム(以下、「自動フロー合成システム」といいます。)を開発し、2019年3月期において受注を開始し、事業を開始することができました。

自動フロー合成システムは、受託合成事業だけでなく、創薬プロセスにおける受託研究事業についても期待されており、今後の受託合成事業の受注拡大や、将来的に目指している受託研究事業の開始に向けて、2020年4月以降に自動フロー合成システムを改良したシステムの導入が必要になると考えております。

また、当社は、高品質特殊ペプチド(*2)医薬品原薬の低コストかつ安定供給体制の確立を目指しているペプチスター株式会社(以下、「ペプチスター社」といいます。)に対し、2018年4月に2億円の出資をしております。当社は、ペプチスター社に対し、これまで開発を進めてきたマイクロリアクター関連技術を活かして、2020年4月以降に従来よりも効率の高い特殊ペプチド原薬の製造装置の開発を担うこととなっております。

これらのことから、当社は同事業における事業拡大に向けて、製造装置の開発や導入のための資金として800百万円(自動フロー合成設備の開発・導入のための資金として450百万円、フロー式ペプチド合成装置の研究開発のための資金として350百万円)が必要となってまいります。そのため本新株予約権の発行による調達額のうち、700百万円を以下のとおり使用させていただき、その他の残額については自己資金及び金融機関からの借入による調達資金を充当する予定としております。

- | | |
|----------------------|----------|
| 1) 自動フロー合成設備の開発・導入 | : 400百万円 |
| 2) フロー式ペプチド合成装置の研究開発 | : 300百万円 |

(*1)マイクロリアクターシステム: 創薬開発における化学物質の合成をフロー化・自動化することにより、化学物質の合成のスピード化・効率化を図るためのシステム。

(*2)特殊ペプチド: 天然の20種類のアミノ酸のみならず、各種特殊(非天然型)アミノ酸(L-アミノ酸誘導体、D-アミノ酸、N-メチル化アミノ酸、 α -アミノ酸等)を組み込んだ、一般的には8~20アミノ酸残基からなるペプチドのこと。

本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本契約において行使期間中に全ての本新株予約権を行使することをコミット(全部コミット)していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合及び全部コミット期間中において、コミット期間延長事由が4回を超えて発生した場合には消滅するものとされているため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。資金使途を充当する優先順位としては、上記表中の「具体的な使途」に記載の順に充当予定としておりますが、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、上記の調達資金の充当内容は、実際の差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する場合があります。また、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達が困難になった場合は、必要に応じて、その時点で最適と考えられる新たな調達手段を検討する予定です。他方で、本新株予約権による調達資金の額が現時点において想定している調達資金の額を超過した場合には、超過分は有利子負債の返済として利用することを想定しております。資金使途及びその内訳の変更や別途の資金調達の実施を行った場合、その都度、適切に開示を行います。

なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との関係

a. 割当予定先の概要	名称	EVO FUND (エボ ファンド)
	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands
	国内の主たる事務所の 責任者の氏名及び連絡 先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下の通りとなっております。 EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
	資本金	払込資本金：1米ドル 純資産：約58.4百万米ドル
	事業の内容	ファンド運用金融商品取引業
	主たる出資者及びその 出資比率	マイケル・ラーチ 100%
b. 提出者と割当予定 先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、2019年3月末までの債務超過の状態を解消するとともに一定額の運転資金等を確保するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。そのような状況の中、当社が2017年11月14日に決議、同年12月7日に行使完了した資金調達案件のアレンジャーであったEVOLUTION JAPAN証券株式会社から2018年10月に本資金調達に関する提案を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本スキームが、新規事業の事業化も含めた当社の今後数年間の事業運営を行う上で必要となる資金を相当程度高い蓋然性をもって調達できることが可能となるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価状況や資金需要状況によっては全部コミット期間の行使前倒し指示による柔軟な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズにより合致していると判断しました。また、割当予定先についても当社内にて協議・検討しましたが、下記に記載の通り、同様のスキームによる投資実績を有していること等から、割当予定先として適当であると判断しました。その結果、本スキームの採用及びEVO FUNDを割当予定先とすることを決定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として2006年12月に設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。これまでの投資実績として、複数の第三者割当の方法による新株予約権増資案件において、本新株予約権と同様の手法を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、発行会社の資金調達に寄与した実績があります。割当予定先は、EJAMから案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、マイケル・ラーチ氏以外の出資者はおらず、割当予定先の運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド(Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社の斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、5,000,000株であり、その内訳は以下の通りです。

第6回新株予約権：3,000,000株

第7回新株予約権：1,000,000株

第8回新株予約権：1,000,000株

(4) 株券等の保有方針

割当予定先は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本買取契約を締結します。

ア．当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下、「制限超過行使」といいます。)を行わせないこと。

イ．割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

ウ．割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

(5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2018年11月30日時点における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式又は大株主との間の株式貸借契約(対象株式数：150,000株、期間：2018年12月27日より2022年1月31日、利率：年1.0%)に基づいて借り受けた当社株式を売却する事により資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないこと、また、各本新株予約権の行使時期は重ならない想定であることから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、EVOLUTION JAPAN証券株式会社により紹介された割当予定先及びその100%出資者かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、ならびに役員であるリチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー(東京都渋谷区東4丁目7番7号 代表取締役 中村勝彦)に割当予定先及びその100%出資者であるマイケル・ラーチ氏、ならびに役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、本買取契約において、いずれの本新株予約権についても、その譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂1丁目1番8号)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価771円(2018年12月26日終値)、ボラティリティ(88.1%)、予定配当額(0円)、無リスク利率(0.1%)について一定の前提を置き、割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間に渡り一定数量の本新株予約権の権利行使を行うことを想定し、割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に負担する本新株予約権の発行コスト及び株式処分コストについては、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、第6回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2.20円、第7回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2.02円、第8回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の1.94円とし、本新株予約権の行使価格は当初、行使価格の修正における計算方法に準じて、2018年12月26日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として、それに対し10%下回る額としました。

本新株予約権の発行価格及び行使価格の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価格は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価格であると判断いたしました。また、当初行使価格及び行使価格の修正におけるディスカウント率10%は、割当予定先の投資家としての立場を踏まえ、協議の結果、最終的に当社が決定したものでありますが、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において第三者割当による株式の発行に際して払込金額が取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価格であることが要請されている点とも整合的であり、かつ当該条件は本新株予約権の発行価格に織り込まれていることから、本新株予約権の発行価格は特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員(全員が会社法上の社外監査役)からは、本新株予約権の発行要項の内容及び当該算定機関の算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

- ・株式会社赤坂国際会計は新株予約権評価に関する知識・経験を有し当社経営陣及び割当予定先から独立していると考えられること
- ・払込金額の算定にあたり、株式会社赤坂国際会計は公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価格、当社普通株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、評価額は合理的な公正価格と考えられること
- ・払込金額が当該評価額と同等であること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数5,000,000株(議決権数50,000個)は、2018年9月30日現在の当社発行済株式総数5,020,900株及び議決権数50,174個を分母とする希薄化率としては99.58%(議決権ベースの希薄化率は99.65%)に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に相当の希薄化が生じることになります。

しかしながら、本新株予約権は3年間に渡って、3回に分けて行使される予定であり、1年当たりの発行数は、1年目は3,000,000株(希薄化率は59.75%)、2年目及び3年目はそれぞれ1,000,000株(希薄化率は19.92%)となる予定です。また、本資金調達により今後3年間の資金調達を確立し、その資金を2019年3月末までの債務超過の状態を解消するとともに一定額の運転資金等に充当することにより、安定的な事業基盤の確立と中長期的な企業価値向上を図る方針であり、中長期的には企業価値の向上を通じて既存株主の皆さまの利益に資するものと判断しております。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は119,148株であり、各本新株予約権を行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しておりますが、第6回新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数3,000,000株を、割当予定先の全部コミット期間である182価格算定日で行使売却するとした場合の1価格算定日当たりの株数は16,484株(直近平均6ヶ月平均出来高の13.8%)、第7回新株予約権及び第8回新株予約権が全て行使された場合に、それぞれ交付されることとなる当社普通株式数1,000,000株を、割当予定先の全部コミット期間である62価格算定日で行使売却するとした場合の1価格算定日当たりの株数は16,129株(直近平均6ヶ月平均出来高の13.5%)となり、また本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数5,000,000株が第6回乃至第8回新株予約権の行使期間である3年間で行使売却するとした場合の1取引日当たりの株数は6,944株(直近6ヶ月平均出来高の5.8%)であるため株価に与える影響は限定的なものと考えております。加えて、新規事業の事業化も含めた当社の今後数年間の事業運営を行う上で必要となる資金を相当程度高い蓋然性をもって調達できることが可能となるとともに、第7回新株予約権及び第8回新株予約権については、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合など、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社の選択により、取得・売却することが可能であり、必要に応じてかかる取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることも可能です。さらに、本新株予約権の第三者割当(以下、「本第三者割当」といいます。)により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、第三者委員会を設置いたしました。同委員会は本第三者割当の必要性及び相当性につき検討し、本第三者割当の必要性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当により発行される本新株予約権の目的となる株式数5,000,000株に係る割当議決権数は50,000個となり、当社の総議決権数50,174個(2018年9月30日)に占める割合が99.65%となり、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

本件に基づき新たに発行される当社普通株式の数は最大5,000,000株(議決権50,000個)ですが、本新株予約権の行使は、複数回に分けて発行されるものであり、これらが全て同時に発行されることはありませんので、第三者割当後の大株主の状況は以下の記載と異なることがあります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)
EVO FUND (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証 券株式会社)	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman)Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1- 9005, Cayman Islands (東京都千代田区紀尾井町 4番1号)			5,000,000	49.91
株式会社ナカムラ コーポレーション	堺市南区御池台4-7-2	329,000	6.56	329,000	3.28
井上 誠	堺市南区	258,920	5.16	258,920	2.58
井上 阿佐美	堺市南区	165,780	3.30	165,780	1.65
井上 紘章	堺市南区	132,500	2.64	132,500	1.32
井上 絢哉	大阪府和泉市	127,500	2.54	127,500	1.27
住江織物株式会社	大阪市中央区南船場3丁目 11-20	94,600	1.89	94,600	0.94
株式会社ヤマダ	名古屋市名東区本郷1丁目 152番地	92,000	1.83	92,000	0.92
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式 会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2 丁目7-1)	74,865	1.49	74,865	0.75
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目 4番地	60,700	1.21	60,700	0.61
計		1,335,865	26.62	6,335,865	63.25

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2018年9月30日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。
2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2018年9月30日時点の総議決権数(50,174個)に、本新株予約権の目的となる株式発行により増加する議決権数(50,000個)を加えた数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。
3. 割当予定先の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。割当予定先より、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社普通株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認しております。このため、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の長期保有は見込まれない予定です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

本第三者割当は、割当議決権数が総議決権数に占める割合が99.65%となり、大規模な第三者割当に該当しますが、2019年3月末までの債務超過の状態を解消するとともに一定額の運転資金等を確保するために必要な資金調達であり、中長期的な企業価値向上を通じて既存株主の皆さまの利益に資するものと判断しております。

当社は、主力事業である電子材料スライス周辺事業におけるダイヤモンドワイヤの販売において、中国政府による太陽光発電に対する補助金の停止などの影響や、市場の急激な変化に伴う販売単価の大幅な下落などの影響を受け、固定資産の減損損失(5,011百万円)を計上した影響等により、当社グループは、2019年3月期第2四半期末において債務超過の状態となりました。

このような状態であるため、ダイヤモンドワイヤ販売については重点施策を設定し、営業活動に取り組んではいないものの、ダイヤモンドワイヤの市場価格については今後も下がる可能性があり、また、原価低減も進めておりますが今期中に収益が出せる状況までには至らないことから、事業収益のみで2019年3月期末において債務超過の状態を解消することは難しいため、既存株主の皆さま、大手顧客や金融機関などの各ステークホルダーとの信頼関係の維持や企業の継続性への懸念を払拭するため、可及的速やかに資本増強を行うことが必要な状況であります。

また、ダイヤモンドワイヤ販売における売掛金回収サイトの長期化に伴い資金繰りの厳しさが増しており、事業運転資金を確保する必要がありますが、現在の当社の状況においては間接金融による資金調達は難しい状況であります。

このように、来期もひっ迫した資金状況が予想されるため、速やかに資本性の資金調達を実施し、運転資金をある程度自己資金で賄えるようにするとともに、今後必要となる有利子負債の返済のための資金を確保し、資本増強によって財務体質を改善した上で事業運営を行うことが企業の継続性と安定性の面から重要な事項であると認識しており、本新株予約権による資金調達は株主価値及び企業価値向上のために重要と判断しております。

また、新規事業として研究開発を進めてきたライフサイエンス事業やマテリアルサイエンス事業において、ライフサイエンス事業については、事業化を開始しており、本格的な事業化に向けて、新たな製造装置などの開発や新規導入が必要となってまいります。当社の現状を踏まえると、かかる設備投資のための資金を手元資金から捻出することは難しく、また、当社の主力事業であるダイヤモンドワイヤ事業が市況の変動の影響を受けやすく、これによって当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況が大きく左右される状況に鑑みると、本格的な事業化の時点で適時適切に資金を調達できる保証はないことから、現時点で必要な資金を予め確保しておくことが新規事業の確実な展開のために重要であり、かかる観点からも本新株予約権による資金調達は株主価値及び企業価値向上のために重要と判断しております。また、必要となる資金の額及び時期が今後変更された場合でも部分的に行使前倒しやキャンセルをする等の柔軟な対応が可能となるよう、新株予約権を3つの回号に分け、各回号毎に異なるコミット期間を設定すると共に、第7回及び第8回についてはコミット期間の行使前倒し指示条項・取得条項を付した設計といたしました。

本新株予約権による資金調達により、既存株主の皆さまには一時的に大規模な株式の希薄化による既存株主持分割合への影響を招くこととなりますが、喫緊の課題である債務超過の状態が解消され、新株予約権の行使による払込金により、段階的に運転資金等へ充当されることや新規事業の事業化によって、今後の当社の存続及び発展に寄与するものと考えており、既存株主の皆さまのメリットがデメリットを上回り、当社としては、中長期的には当社グループの企業価値の向上につながり、株主の皆さまの利益に資するものと考えております。

(2) 大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

本新株予約権に係る潜在株式数は5,000,000株(議決権の数は50,000個)であり、2018年9月30日現在の発行済株式総数5,020,900株(総議決権数50,174個)に対して、合計99.58%(議決権比率99.65%)となります。

本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は5,000,000株であり、第7回新株予約権及び第8回新株予約権については、一定の条件のもと当社の判断により残存している本新株予約権の全部を取得することが可能となっており、希薄化を抑制できる仕組みとなっております。

また、本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先は、当社の事業遂行、株価動向、市場における取引状況、市場への影響等に十分に配慮しながら市場等にて売却していく方針であることを口頭で確認しております。また、当社株式の直近6ヶ月間における1日当たりの平均出来高は119,148株であり、一定の流動性を有しております。したがって、当社といたしましては、2019年3月末までの債務超過の状態を解消するとともに一定額の運転資金等を確保することを目的とする今回の第三者割当による本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しており、既存株主への影響についても合理的な範囲であると判断しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当により発行される本新株予約権の目的となる株式の総数5,000,000株に係る割当議決権数は50,000個となり、当社の総議決権数50,174個(2018年9月30日)に占める割合が99.65%となり、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

当社は、本第三者割当による資金調達について、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、また現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2ヶ月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である加本巨弁護士(ホーガン・ロヴェルズ法律事務所)、社外取締役(独立役員)京谷忠幸氏及び社外取締役(独立役員)大山隆司氏の3名によって構成される第三者委員会(以下、「本第三者委員会」といいます。)を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2018年12月27日に入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下の通りです。

(本第三者委員会の意見の概要)

1. 結論

本第三者割当の必要性及び相当性について問題はない。

2. 理由

(1) 必要性

発行会社の説明によれば、発行会社の主力事業であるダイヤモンドワイヤ事業について、中国を中心とする市場環境が悪化していることの影響を受け、売上が年初に比べ約7割も下落し、厳しい状況に至り、それが原因で2019年3月期第2四半期において債務超過の状態となっております。その状況を打開し、債務超過の状態を解消するために、発行会社としては、当該事業に関する今後の販売戦略として、単結晶シリコンウエハ市場での顧客開拓、極細線ダイヤモンドワイヤの販売推進、原価低減のさらなる強化を計画し、かつ当該事業以外の新規事業として、マイクロリアクターシステムを利用したフロー合成技術による創薬分野での受託合成事業(ライフサイエンス事業)や多機能物質であるナノサイズゼオライトの開発事業(マテリアルサイエンス事業)を推進することを計画しております。この点、一般の企業において、それが債務超過に至った場合に、既存の主力事業を立て直すための具体的施策を推進し、また既存の主力事業以外にも収益の柱を確保しようと他事業も計画することにより、少なくとも倒産状態に至ることを回避しようとすることは当然の対応といえるのであり、まして発行会社のような上場会社においては、債務超過による上場廃止のおそれをまず回避して一般株主の利益を図るために、何らかの施策を講ずべき必要性は特に強いと考えます。そして発行会社の説明によれば、それらの施策を実行するための資金としては、3,449,000,000円程度が必要であるとのことであり、この一連の説明に関して、当委員会としては不合理な点を見出しておりません。また本件においては新株予約権発行による資金調達が3回行われることが予定されておりますが、発行会社の説明によれば、今後の資金需要と今後の事業展開に応じて、場合によっては新株予約権を発行しない選択肢も確保し、希薄化という株主の不利益を少しでも緩和するために新株予約権の発行を3度に分けて計画しているとのこととして、当委員会としては、この説明について特に不合理な点を見出しておりません。

以上を検討した結果、当委員会としては、発行会社において本第三者割当による資金調達の必要性が認められると考えます。

(2) 相当性

(ア) 他の資金調達手段との比較

発行会社にとっては債務超過を解消することが重要であるところ、資金調達手段として、銀行借入や社債発行などのデットファイナンスは、債務超過を解消することにはならないので発行会社の選択肢にはなり得ません。他方、エクイティファイナンスの手法のうち、発行会社の既存株主への影響の最小化と資金調達の確実性の観点から、割当先が出資をコミットする条件で行使価格修正型の新株予約権を第三者割当で発行することは望ましい

と評価できます。この観点から、当委員会は、他の資金調達手段との比較の観点から本第三者割当について合理的であると思料します。

（イ）割当先について

割当先のEVO FUNDに関して、発行会社による説明（調査報告書など当委員会に提出された資料を含む。）によれば、日本における投資実績が十分であると評価できます。発行会社は調査会社に委託し、EVO FUNDについて、それらに関係する主要な個人や投資家も含めて、反社会的勢力に該当するか否かの調査を行っており、当該調査会社による報告書によれば、特に問題のある情報は検出されておりません。なお、EVO FUNDは、新株予約権の引受に加えて、発行会社の緊急の資金需要に柔軟に対応するべく発行会社に対してローンを提供できるとのことで、この点からも、EVO Fundを割当先として選定したことの合理性が認められると評価できます。

（ウ）発行条件について

第三者委員会は、本第三者割当における発行条件の合理性を検討するに際し、新株予約権の評価額について、株式会社赤坂国際会計の作成にかかる評価書を検討し、かつ同社が評価額をどのように算出したかについて同社の担当者から直接説明を受けました。評価書及び同社担当者による説明について特に不合理な点を見出しておりません。その他の発行条件についても、発行会社と割当先との間で本第三者割当に関して締結される契約書の主要な条件を検討し、特に不合理な点を見出しておりません。当該契約書については発行会社の代理人として外部の法律事務所における弁護士が交渉を担当しており、その交渉プロセスにも不備を見出しておりません。

（エ）希釈化について

本第三者割当により既存株主の持株比率及び議決権比率に大きな希薄化が生じるものの、発行会社の債務超過及びそれに至った原因たる収益状況を改善するためには、ダイヤモンドワイヤ販売における上記の販売戦略を実施し、かつ新規事業を事業化することが必要であるとの発行会社の考え方は合理的なものといえ、そのために運転資金が必要になることは当然であることを考えると、本第三者割当が発行会社の企業価値及び株主価値の向上につながり、その結果、発行会社の株主にとっては希薄化を上回る効果があると評価できます。したがって、発行会社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、本第三者割当増資による希薄化の程度に照らしても合理性が認められると考えます。

以上の通り、本第三者委員会からは、本新株予約権の発行につき、必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。そして本日付の取締役会決議において、本第三者委員会の上記意見を参考に十分に討議・検討した結果、既存株主への影響を勘案しましても、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

当社と加本巨弁護士との間には顧問契約を含め、一切取引をした事実はなく、独立性は確保されています。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第48期(自2017年4月1日 至 2018年3月31日)2018年6月25日近畿財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第49期第1四半期(自2018年4月1日 至 2018年6月30日)2018年8月10日近畿財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第49期第2四半期(自2018年7月1日 至 2018年9月30日)2018年11月14日近畿財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2018年12月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月28日に近畿財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2018年12月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2018年11月14日に近畿財務局長に提出

6 【訂正報告書】

訂正報告書(上記5の臨時報告書の訂正報告書)を2018年12月3日に近畿財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本届出書提出日(2018年12月27日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本届出書提出日(2018年12月27日)現在において変更の必要はないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社中村超硬 本店
(大阪府堺市西区鶴田町27番27号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。